

事 務 連 絡
平成 2 5 年 8 月 2 日

関 係 団 体 の 長 様

京都府建設交通部建築指導課長

建築基準法違反のある「違法貸しルーム」に係る情報提供等の
協力依頼について

平素は、京都府の建築指導行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、オフィス、倉庫又はマンションの住戸を改修し、狭い空間で多人数の居住実態がある建築物（以下、「違法貸しルーム」という。）の存在が複数の特定行政庁において確認され、既に新聞等で報道されています。

これを受けて、国土交通省では必要な情報を収集するため、7月12日付けでマンション管理団体あて、7月19日付けで建築士関係団体及び不動産関係団体並びに建設業関係団体あてに協力依頼を行っているところです。

この度、本府においても建築指導課ホームページ上に情報受付窓口を設置し、建築指導課建築基準担当及び各土木事務所において情報収集を行うこととなりましたので、お知らせします。府内*において違法貸しルームの疑いのある情報を入手された場合には速やかに本府へ情報提供いただきますようお願いいたします。

また上記について、貴会員への周知についても併せてお願いいたします。

情報受付窓口

URL :

<http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/news/general/2013/ihokashiroom.html>

メールアドレス : kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

FAX : 075-451-1991

※物件が京都市及び宇治市内の場合はそれぞれの行政庁へ御連絡ください。

担当：建築基準担当 075-414-5345
